

令和4年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和4年11月29日（火曜日）午前9時08分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 第54号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
第55号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について
第56号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について
第57号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
第58号議案 幸田南部まちづくり交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第59号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第60号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の廃止について
第61号議案 指定管理者の指定について
第62号議案 土地の取得について
第63号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第64号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第65号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第66号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 第63号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 丸 山 千 代 子 君 | 9番 稲 吉 照 夫 君 |
| 10番 杉 浦 あ き ら 君 | 12番 水 野 千 代 子 君 | 13番 笹 野 康 男 君 |
| 14番 岩 本 知 帆 君 | 15番 藤 江 徹 君 | 16番 足 立 初 雄 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教 育 長	池田 和博君	企 画 部 長	成瀬 千恵子君
参事(開発担当)	上原 智史君	総 務 部 長	志賀 光浩君
参事(税務担当)	山本 智弘君	住民こども部長	牧野 宏幸君
健康福祉部長	林 保克君	参事(感染症対策担当)	金澤 一徳君
環境経済部長	鳥居 栄一君	事業調整監兼建設部長	羽根 洵志君
上下水道部長	石川 正樹君	消 防 長	小山 哲夫君
教 育 部 長	吉本 智明君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大須賀 龍二君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回幸田町議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、諮問案件1件、単行議案9件、補正予算4件、合わせて14件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力を願いたします。

晩秋を迎え、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さも増してまいります。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆様、おはようございます。

落ち葉が北風に舞う季節を迎え、寒さも身にしみるようになってまいりました。

本日、ここに令和4年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様

方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事案件1件、単行議案9件、補正予算4件、合わせて14件でございます。

後ほど、提案の理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上で、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意をもって対応をいたします。よろしく願いいたします。

ここで御報告を申し上げます。

まずは配付資料の関係でございますが、去る10月27日にアイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会の資料、11月17日に東京ホテルニューオータニで開催されました全国町村長大会の資料、同じく11月9日に東京の砂防会館で開催されました安全・安心の道づくりを求める全国大会、同じく同月10日に新霞が関ビルで開催されました中部国道協会促進大会の資料、同月15日に砂防会館で開催されました全国治水砂防促進大会の資料、16日には砂防会館で開催されました治水事業促進全国大会の資料、17日に砂防会館で開催されました災害復旧促進全国大会の資料を、本日、お手元に配付をさせていただきましたので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、地方版図柄入りナンバープレートについてであります。

さきの第3回議会定例会での閉会挨拶において、岡崎市と幸田町の範囲を単位とする自動車の岡崎ナンバーのプレートにつきまして、地方版図柄入りナンバープレート導入意向の報告をさせていただいたところでありますが、その地方版図柄入りナンバープレートのデザインにつきまして、令和4年10月15日から11月20日までの間で、住民などへのアンケート調査を実施しまして、デザイン案が決定をいたしましたので、明日の30日に岡崎市長とともに国土交通大臣に地方版図柄入りナンバープレートの図柄に関する提案書を提出していくものでございます。今後、地方版図柄入りナンバープレートの導入に向け進めていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

この冬は、季節性インフルエンザと同時流行が懸念される中、全国での1日当たりの新規感染者数が11月15日には約2カ月ぶりに10万人を超えるなど増加している状況であります。

愛知県におきましては、11月1日から厳重警戒での感染防止対策により、第8波の感染拡大の抑制に向け取り組んでおり、今後も社会経済活動とのバランスを取りながら、感染防止対策の強化・徹底が呼びかけられています。

本町の対策といたしましては、引き続き、基本的な感染防止対策の一層の徹底とワクチン接種の促進が第一と考えております。

本町が実施するワクチン接種であります。11月13日からオミクロン株対応ワクチンBA・4、BA・5による追加接種を実施しております。

接種の対象者は、初回接種を完了した12歳以上の全ての町民の方で、前回接種から3カ月以上経過した方になります。現時点では、オミクロン株対応ワクチンの接種は、1人1回の予定であります。

また、生後6カ月から4歳までの乳幼児につきましても、国において接種の承認がなされました。接種対象者への接種券発送は申請方式とし、小児科医院を中心とした医療機関において接種が可能となるよう、体制を整えているところでございます。

感染予防、重症化予防等の観点から、接種を希望する全ての接種対象者の方が安心して接種を受けられるよう、引き続き、接種体制を確保してまいります。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほどの町長の挨拶にもございましたように、愛知県町村会第75回定期総会及び全国町村長大会の抜粋資料、並びに安全・安心の道づくりを求める全国大会を初め5件の建設部に関わります大会の抜粋資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和4年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりでありますから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を14番 岩本知帆君、1

5番藤江 徹君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日11月29日から12月19日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、11月29日から12月19日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査7月分及び8月分、9月分の3件と定期監査2件であります。これはお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が5件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第12号及び陳情第13号、陳情第14号を総務教育委員会に、陳情第15号及び陳情第16号を福祉産業建設委員会に付託します。

次に、常任委員会及び特別委員会の閉会中の行政視察報告は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います

最後に、令和4年11月21日に、11番都築一三君から一身上の都合により、議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日付で許可しましたので、御報告いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

議案書の2ページを御覧ください。

今回、千田直美委員が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き千田直美氏を推薦するものであります。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

千田直美氏は、幸田町大字菱池にお住まいの64歳であります。

千田氏は、今回が3期目の推薦となりますが、蒲郡市内の小中学校教諭として長年にわたり御活躍をされ、現在も非常勤講師として蒲郡市内の小学校に勤務をされており、その教育経験を生かし、何事にも熱心で積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、ほかの委員からの信望も厚く、引き続き委員として推薦するものであります。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御答申を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願ひします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、諮問第1号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決しました。



日程第5

○議長(足立初雄君) 日程第5、第54号議案から第66号議案までの13件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第54号議案から第62号議案までの9件につきまして、提案理由の説明を説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

第54号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

議案関係資料は、3ページから5ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、個人情報の保護に関する法律による規律が、町の機関に適用されることに伴い定めるもので、第3条第1項において、開示請求に係る手数料を無料とし、同条第2項において、開示請求者がコピー等の写しの交付を受ける場合は、町が定める額を負担しなければならないことと規定しております。

また、第4条第1項において、幸田町情報公開・個人情報の保護審査会に諮問しなければならないものを規定し、同条第2項において、幸田町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるものを規定しております。

さらに、附則の第2条から第4条までにおいては、幸田町個人情報保護条例の廃止とこれに伴う罰則規定等の経過措置を定めるとともに、幸田町情報公開条例について、関係規定の整備を行っております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書の7ページをお開きいただきたいと思っております。

第55号議案 幸田町情報公開条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、6ページから15ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、情報公開制度の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、用語の見直しとして、「公文書」を「行政文書」に、「非開示情報」を「不開示情報」に改め、不開示情報の範囲の見直しとして、「行政機関等特命加工情報」等の追加等の整備を行い、開示決定等の期限の見直しとして、原則、請求があった日から「起算して15日以内」にすることとされていた開示決定を、請求があった日から「30日以内」にすることとし、開示決定等に係る審査請求の手続の見直しとして、審査請求があった場合における行政不服審査法に基づく諮問については、「幸田町情報公開・個人情報保護審査会」にしなければならないこととするものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

第56号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正についてであります。

議案関係資料は、16ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び情報公開制度における審査請求に係る諮問の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、町長の附属機関としての審査会の設置、審査会の組織及び運営について、審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続についてであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

第57号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、17ページから20ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、選挙公営に係る限度額の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、選挙運動の公営に要する経費である、自動車の借入、燃料代、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要する経費の限度額及び上限単価を引き上げるものであります。

施行期日につきましては、令和5年1月1日であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第58号議案 幸田南部まちづくり交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、21ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田南部まちづくり交流拠点施設を設置することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、幅広い世代の自主的かつ多様な交流活動の拠点となる場の提供及び、地域資源を活用したまちの魅力と情報の発信を通じて地域の活性化を図るとともに、防災の啓発を推進するための施設を設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、施設の管理及び運営に関し、名称及び位置、業務の概要、利用の許可、使用料、損害賠償等について定めるものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日ではありますが、利用申込等一部の事務につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲において規則で定める日から施行するものであります。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

第59号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、22ページから26ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、地区計画において須美東山工業団地地区整備計画区域を定めることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、別表第1の適用区域に須美東山工業団地地区整備計画区域を加え、別表第2に当該区域内における建築物に関する制限を規定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

第60号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の廃止についてであります。

議案関係資料は、27ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業の工事の終了に伴い、特別会計で事業に関する経理を明確にする必要がなくなったからであります。

廃止の概要といたしましては、幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計を廃止するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書27ページをお開きください。

第61号議案 指定管理者の指定についてであります。

議案関係資料は、28ページ及び29ページでありますので、併せて御覧ください。

幸田町障害者地域活動支援センターの指定管理期間が、令和5年3月31日をもって終了するに当たり、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、幸田町障害者地域活動支援センターの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

議案書28ページを御覧ください。

管理代行をさせる公の施設の名称は、幸田町障害者地域活動支援センターであり、指定する団体の名称及び所在地は、社会福祉法人 愛恵協会、岡崎市舞木町字小井沢4番

地1であります。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5カ年であります。
続きまして、議案書29ページをお開きください。

第62号議案 土地の取得についてであります。

議案関係資料は、30ページ及び31ページでありますので、併せて御覧ください。

土地を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、幸田町高齢者生きがいセンター移転用地として取得することに伴い、必要があるからであります。

議案書30ページを御覧ください。

取得する土地の概要につきましては、場所は、額田郡幸田町大字大草字広野23番ほか2筆で、面積は7,228.56平方メートル、取得予定価格は2億4,550万176円、契約の相手方は、東京都千代田区丸の内1丁目1番1号、三菱ケミカル・クリンスイ株式会社、代表取締役社長 田邊大地ほか2名であります。

続きまして、補正予算関係について説明をさせていただきます。

補正予算関係につきましては、第63号議案及び第64号議案から第66号議案までの4件であります。

別冊1となっております補正予算関係を御覧ください。

初めに、第63号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、32ページから34ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,442万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ199億4,642万円とするものであります。

なお、同時提出をします第64号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）との累計は、204億24万3,000円となるものでありますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は8ページを御覧ください。

60款県支出金につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を新規計上するものであります。この子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するために、愛知県におきまして、児童手当を受給する世帯に対して、その対象児童1人につき1万円を給付する愛知県子育て世帯臨時特別給付金が創設されたことに伴いまして、その実施主体となる市町村の事業費に対して補助金が交付されるものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を追加し、一般会計の収支全体を調整するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましては、説明させていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

20款民生費につきましては、初めに、子育て世帯臨時特別給付金給付事業（県補助分）を新規計上するものであります。これは先ほど、歳入で説明させていただきましたが、このほど愛知県において、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人につき1万円を給付する愛知県子育て世帯臨時特別給付金が創設されたことに伴いまして、その実施主体として事業を実施するために要する各経費を新規計上するものであります。

次に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業（町単独分）の新規計上であります。これは、先ほどの愛知県子育て世帯臨時特別給付金に係る実施事業が、その対象を児童手当を受給する世帯に限定するものであることを踏まえまして、物価上昇が相次ぐ中、特に家計への影響が大きい子育て世帯の生活を、町として、より幅広く支援するために、その対象を児童手当制度における特例給付の受給者及び所得上限限度額以上の保護者等、並びに高校3年生までの子どもの保護者等まで拡大しまして、県事業と同様に、対象児童1人につき1万円を給付するものとし、これに要する各経費を新規計上するものであります。

60款災害復旧費につきましては、9月に発生した台風第15号により受けた甚大な被害の復旧を図るため、10項農林水産業施設災害復旧費につきましては、10目農業用施設災害復旧費及び15目林業用施設災害復旧費を、また、15項公共土木施設災害復旧費につきましては、10目道路橋梁災害復旧費及び15目河川災害復旧費を、それぞれ追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、第64号議案から第66号議案までの補正予算につきまして説明をさせていただきます。これは別冊2となっております。補正予算関係を御覧ください。

初めに、第64号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、32ページ及び35ページから42ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億5,382万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ202億3,582万2,000円とするものであります。

なお、同時提出をします第63号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）との累計は、204億24万3,000円となるものでありますので、よろしく申し上げます。

第2条 債務負担行為につきましては、4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為の障害者地域活動支援センター指定管理業務に要する経費につきましては、令和4年度をもって、当該施設の指定管理者の指定管理期間が終了するた

め、令和5年度から令和9年度までの新たな指定管理業務を行うに当たりまして、8,500万円を限度額とする債務負担行為の計上をお願いするものであります。

町民プール空気調和機更新工事に要する経費につきましては、今年度、町民プール建屋内天井裏に発生していました結露水又は漏水の原因調査を行いましたところ、特に設備面におきまして、経年による機器の著しい不良が確認され、安全に施設を運営するためには、早急に空気調和機を更新する必要があることが明らかとなりましたので、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を4,930万円とする債務負担行為の計上をお願いするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧ください。

10款町税、10項町民税につきましては、法人町民税「法人税割」を減額するものであります。これは、自動車関連企業の会社決算において減算調整が図られたことで、当初見込まれた予定申告がなされなかったこと等によるものであります。

15項固定資産税につきましては、償却資産分を追加するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、事業者において設備投資が堅調に行われたことによるものであります。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、自立支援給付費や障害児通所給付費等の扶助費の追加に伴いまして、障害福祉サービス費等負担金及び障害児施設措置費（給付費等）負担金を、それぞれ追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、初めに、マイナポイント事業費補助金を減額するものであります。マイナポイント事業費補助金につきましては、マイナンバーカードの取得者が、マイナポイントの付与を円滑に受けられるように、市町村が庁舎等にパソコン機器等を備えるなどして、その申込みを支援する事業に対して交付されるものであります。本町におきましては、当初この事業を推進するために、必要なパソコン機器等を関係機関を介したレンタルで調達することを計画していましたが、その後、配備予定のパソコン機器等の処理能力が期待に沿うものでないことが明らかとなったことで、事業の円滑な推進に支障を来すことが考えられたため、レンタルによる調達を中止し、代わりに職員用として備えていたパソコンを使用することで、運用を開始しました。この運用変更を行ったことによって必要経費の縮小が生じたことに伴いまして、これに相当する部分を減額するものであります。

次に、デジタル基盤改革支援補助金を減額するものであります。このデジタル基盤改革支援補助金につきましては、当初予算におきまして、国庫補助金として計上しましたが、その後の手続によりまして、国庫補助金としてではなく地方公共団体情報システム機構を経由して交付されることが明らかとなりましたので、これを組み替えるものとし、その全額を減額するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。これは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大や物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することができる交付金に

ついて交付決定を受けたものでありまして、さきの9月定例会でお認めいただきました予算計上額を差し引いた残額を追加するものであります。この追加分につきましては、当初予算において計上しました、土木総務一般事業における道路台帳電子化委託業務の財源として充当するものでございます。

60款県支出金、10項負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、自立支援給付費や障害児通所給付費等の扶助費の追加に伴いまして、障害福祉サービス費等負担金及び障害児施設措置費（給付費等）負担金を、それぞれ追加するものであります。

10ページを御覧ください。

15項県補助金につきましては、初めに、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金でございまして、これは、愛知県におきまして、今後のインフルエンザの流行が懸念される中、特に65歳以上の方と60歳以上65歳未満で特定の疾患を有する方を対象といたしまして、インフルエンザワクチンの接種に要する自己負担金1,500円を無償とするための助成制度が設けられたことを受けまして、当該自己負担金の見込総額に相当する金額を新規計上するものであります。

次に、がん患者アピアランスケア支援事業費補助金でございまして、本町におきましては、今年度からは、がん治療に伴う脱毛等の症状により、医療用ウィッグ等を必要とする方への支援といたしまして、その購入費の2分の1に相当する額の補助金を交付する、幸田町がん患者アピアランスケア支援事業に取り組んでおりますが、愛知県におきましては、こうした市町村の取組に対し、その事業費の2分の1を補助する制度が設けられたことを受けまして、当該事業費の見込総額の2分の1に相当する金額を新規計上するものであります。

70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金の申込みが好調でありまして、今年度末までには、当初予算額を上回る寄附が見込まれることから、ふるさと寄附金を追加するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

85款諸収入につきましては、デジタル基盤改革支援補助金を新規計上するものであります。このデジタル基盤改革支援補助金につきましては、自治体の実施するシステムの標準化・共通化に係る事業及びオンライン手続推進事業に対して交付されるものでありまして、国の予算により地方公共団体情報システム機構を經由して交付されることが示されたことを受けまして、国庫補助金から諸収入に組み替えて計上するものであります。なお、先ほどの国庫補助金の減額分と諸収入での計上額に差額を生じておりますが、これにつきましては、市町村がシステムの標準化・共通化に係る事業及びオンライン手続推進事業に取り組む上で必要となります、国からの仕様の提示に遅滞が生じたことによりまして、やむを得ず今年度の事業計画を見直し、規模を縮小して実施することとしたことに伴いまして、これに相当する部分を減額したものであります。

続きまして、歳出の補正内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

まずは、各款に渡りまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な

内容といたしましては、人事異動により給料、職員手当等及び共済費を調整するものがあります。詳細につきましては、22ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

初めに、15款総務費でございますが、10項総務管理費、10目一般管理費、ふるさと納税推進事業におきまして、先ほど歳入において説をさせていただきましたが、ふるさと寄附金の申込みの好調により寄附金を追加したことに伴いまして、返礼品の調達や発送、インターネットポータルサイトの運営その他のふるさと寄附業務委託料を追加するものであります。

70目デジタル費につきましては、デジタル推進事業におきまして、歳入において説明させていただきましたが、今年度、システムの標準化・共通化に係る事業及びオンライン手続推進事業に取り組む過程におきまして、国からの仕様の提示に遅滞が生じたことにより、やむを得ず今年度の事業計画を見直し、規模を縮小して実施することとしたことに伴いまして、これに係る標準仕様書比較調査委託業務を減額するものであります。マイナポイント用パソコン・ルータレンタル料につきましては、こちらも歳入において説明させていただきましたが、当初、マイナポイント事業を推進するために、必要なパソコン機器等は関係機関を介したレンタルで調達することを計画していましたが、配備予定のパソコン機器等の処理能力が期待に沿うものでなかったため、レンタルによる調達を中止し、保有パソコンによる運用としたことによりまして、当初予算に計上しました全額を減額するものでございます。

行政手続オンライン化業務用サーバ購入費につきましては、昨今の半導体不足の影響で当初購入を計画しましたサーバの調達が困難となったことによりまして、代替案を模索しました結果、当面の運用については仮想サーバを構築する方法により対応することができませんでしたことによりまして、当初予算に計上しました全額を減額するものであります。

また、情報システム運営事業におきまして、情報セキュリティ強化対策機器借上料につきましては、旧サーバ利用期間の延長と入札の結果により、予定よりも安価に契約することができたことによりまして、減額するものであります。職員用パソコン購入費につきましては、職員の採用計画により、保有パソコンに不足が生じておりますので、必要台数の確保のため新規計上するものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、令和4年3月から運用を開始しましたコンビニ交付サービスであります。今年度の利用件数が当初の見込みを上回るペースで推移していることによりまして、コンビニ交付サービス委託手数料を追加するものであります。

14ページを御覧ください。

20款民生費、10項社会福祉費につきましては、障害者福祉事業におきまして、グループホームの増設や就労継続支援A型事業所の利用増、また児童発達支援や放課後等デイサービスの利用増等により、扶助費の必要額が当初予算を上回ることが見込まれましたことから、自立支援給付費及び障害児通所給付費等をそれぞれ追加するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費、10目保健衛生総務費につきましては、救急医療対策事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、岡崎市医師会が運営する夜間急病診療所の受診者数が減少しており、その運営に支障を来す状況が発生していますので、夜間診療所運営維持加算分として、救急医療対策事業費負担金を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

15目予防費につきましては、予防接種事業におきまして、令和3年度事業の精算に伴い、国庫支出金の超過交付分に対する返還金が生じておりますので、感染症予防事業費等国庫補助金返還金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金をそれぞれ追加するものであります。

また、健康増進法保健事業におきましても同様に、疾病予防対策事業費国庫補助金返還金を追加するものであります。

25目保健センター管理費につきましては、保健センター管理運営事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、保健センター電気料金を追加するものであります。

30目環境衛生費につきましては、環境衛生一般事業におきまして、休職中である職員1人の代替といたしまして、会計年度任用職員1人を任用するために、報酬を新規計上するものであります。また、エネルギー価格の高騰への対応のため、蒲郡市幸田町衛生組合負担金（火葬場事業）を追加するものであります。

15項清掃費につきましては、し尿収集処理事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、蒲郡市幸田町衛生組合負担金（し尿処理事業）を追加するものであります。

35款農林水産業費、10項農業費、20目農業振興費につきましては、農業振興一般事業におきまして、肥料価格高騰対策事業補助金を新規計上するものであります。この肥料価格高騰対策事業補助金につきましては、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えて、ウクライナ情勢により肥料価格が急騰する状況を考慮しまして、農業経営に及ぼす影響の緩和策として、農業者の組織する団体等に対し、肥料コスト増加分の7.5%に相当する額を交付するものであります。

18ページを御覧いただきたいと思います。

25目畜産業費につきましては、畜産業振興事業におきまして、飼料価格高騰緊急対策事業補助金を新規計上するものであります。

この飼料価格高騰緊急対策事業補助金につきましては、肥料価格高騰対策事業補助金と同様に、配合飼料価格が急騰する状況を考慮しまして、畜産業経営に及ぼす影響の緩和策として、配合飼料価格安定制度の加入者に対し、各種支援の控除後価格の7.5%に相当する額を交付するものであります。

15項農地費、15目農業農村整備事業費につきましては、農業集落排水事業特別会計操出事業におきまして、農業集落排水施設の運営に必要な電気料金の増額分の財源とするため、農業集落排水事業特別会計操出金を追加するものであります。

45款土木費、10項土木管理費につきましては、歳入において説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を特定財源として充当することに伴いまして、財源更正を行うものであります。

25項都市計画費、15目土地区画整理費につきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計操出事業におきまして、職員異動等による人件費の増額分の財源とするため、幸田駅前土地区画整理事業特別会計操出金を追加するものであります。

20ページを御覧ください。

55款教育費、25項社会教育費につきましては、エネルギー価格の高騰への対応のため、15目公民館費、公民館管理運営事業におきまして中央公民館電気料金を、25目文化振興費、文化財保護事業におきましては郷土資料館電気料金を、40目文化広場費、文化広場管理運営事業におきましてはさくら会館電気料金を、それぞれ追加するものであります。

30項保健体育費、15目保健体育施設費、社会体育施設事業におきましても、エネルギー価格の高騰への対応のため、社会体育施設電気料金を追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

次に、第65号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の23ページをお開きください。

また、議案関係資料は、32ページ及び43ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ107万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,343万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書30ページを御覧ください。

35款繰入金につきましては、職員異動等による人件費増額分の財源とするため、一般会計繰入金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書32ページを御覧ください。

10款土地区画整理費につきましては、職員異動等による人件費の増額を行う必要があるため、給料、職員手当等及び共済費をそれぞれ追加するものであります。

詳細につきましては、34ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上が、令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第66号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の35ページをお開きください。

議案関係資料は、32ページ及び44ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億9,786万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は42ページを御覧ください。

35款繰入金につきましては、昨今のエネルギー価格の高騰に伴いまして、農業集落排水施設の運営に必要な電気料金増額分の財源とするため、一般会計繰入金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は44ページを御覧ください。

10款集落排水事業につきましては、エネルギー価格の高騰への対応のため、農業集落排水施設電気料金を追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明であります。

以上、令和4年度第4回幸田町議会定例会に提案をいたしました、単行議案の9件、補正予算の4件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時04分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6

○議長（足立初雄君） 日程第6、第63号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者からの提案理由の説明は先ほど終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第63号議案 の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 子育て世帯臨時特別給付金給付事業についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

今回、県の給付金と町単独の給付金と合わせて、全ての18歳までの子ども1人当たり1万円が給付されるものでございます。子育て世帯には大変喜ばれているというふうに思っております。児童手当を使った受給者などは、12月下旬から給付をするということで、この説明会資料のほうにも書いております。それ以外の支給対象者には、申請に基づき順次支給していくということでございますが、そのスケジュールについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の子育て世帯臨時特別給付金を高校3年生まで1人1万円を支給するというものでございます。スケジュールにつきましては、議員から今ありました、児童手当の受給者。それから、児童手当が1万円ですけれども、月5,000円を受け取っている特例給付の方、こちらのほうも受給者情報がございますので、この児童手当とそれから特例給付の公務員以外の方につきましては、予定としましては12月26日に支給できるように、今後、システム改修それから通知、案内を出して、一応受け取り拒否の方もいるかどうかということで確認を取って、12月26日には口座のほうに振り込むように進めていきたいと思っております。それ以外の方、公務員ですとか、特例給付も受けていない所得上限額、これ以上の方。それから、高校生だけの、小学生、中学生とか下が児童手当の対象ではない方、受給者ではない人、高校生のみの方も申請により支給をしていくということになりますので、そちらにつきましては1月31日までに申請をしていただいて、その後、予定ですと2月21日に振込みのほうをしていきたいというふうに、今のところはそういったスケジュール感で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。なるべく早く受給者のもとに行くように、スムーズな支給をお願いしたいというふうに思っております。

それから、児童手当を活用したという人たちは、12月26日ぐらいには振り込みたいということで今お聞きをいたしました。それ以外の受給者の人たちには、今言われた1月31日までに申請していただいて、2月21日までは給付したいということでございますので、これもしっかりと漏れのないようにきちんと申請をしていただいて、1人1万円の給付を受けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、この議案説明会用の資料の中に、積算内容として、職員手当等30万円、時間外勤務手当だというふうに書いてございますが、これは大体何人ぐらいの人たちを予定しているのでしょうか。できれば本当に、職員の人たちも新型コロナ等々でいろいろ残業等も増えているのかなというふうに思っておりますので、この30万円はどのぐらいの人数で予定されているのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 職員手当のほうですけれども、これはざっと30万というところで計上してありますけれども、一応担当としては、通常児童手当の担当をしてい

る者が主になって担当しているということではございますけれども、当然こども課の中に児童育成グループ、こちらのほうが担当グループになりますので、こちらのグループリーダーですとか、それから、ほかの担当もそうですけれども、その辺が協力体制を取ってやっていくと。当然1人に任せきりというわけにもいかないと思いますので、要は課を挙げてということで臨んでいこうというふうには考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。本当に新しい事業が始まりますと、それぞれ職員の人たちの残業が増えてくるのかなというのも一つ思いますので、ぜひとも、その辺についても健康面等も気をつけていただいて、せっかくのすばらしい事業でございまして進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、災害復旧費についてお伺いをいたします。

これは台風15号による被害だそうでございますが、様々な災害の復旧が行われる箇所がかなりあったということでございます。資料を出していただきましたところによりますと、町内で58カ所の災害被害があったということでございます。個所数ですね、あったということでございます。今回の補正は7,010万円ですかね、全て合わせると。いろいろな箇所を合わせると、7,010万円でございます。本当に58カ所もあったということで、かなり職員の人たちが大変だったのではないかなというふうに思うわけでございます。この中に一つ、広田川の云々というのがあったというふうに思うのですが、今回の補正は町の補助金だけでございますが、県の補助金というのは、こういう場合にはないのでしょうか。まず、そこをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 今回の災害復旧の対応箇所は、いわゆる町の管理するエリアでございます。もちろん諸条件によって、その条件をクリアすれば補助金の制度はございます。ございますが、実はこの補助金、災害を受けた状況によって、受けたほうが得策である場合と、受けたことによってかなり制約を受ける場合がございます。非常に大ざっぱな説明となって申し訳ありません。例えば補助金を受けた災害復旧でありますと、道路ののり面にしても重力式の擁壁を使いなさいだとか、しっかりしたものを求められます。ただ、そういった現場の対応が適当でないものもございます。頻繁な道路交通がない、道路のり面さえ押さえておけば、当面維持管理上は問題がないんじゃないかなという現場もございます。そういったものについては、実は、補助金を受けないという選択もありますので、今回はそういった判断を踏まえて、このような内容で取りまとめをいたしました。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。箇所数からいって58カ所で、7,010万円ということでございます。これを見ると、本当にのり面の復旧、ちょっとした土砂というんですかね、かなというふうには思いますし、また広田川の土手の崩壊も今言われたみたいに、県の補助を受けないほうが得策だということで今伺いましたので、分かりました。

しかし、台風15号はかなりの雨量もありましたので、皆さんは大変心配をされたのではないかなというふうに思います。本当に私も58カ所がどこにあったのかなというふうに思ったわけでありますが、この細かい被害状況を出していただいて、大体理解したところでございます。今回の台風15号の被害で、住民の人たちが日常生活に影響があったかどうかというのを伺いをしたいというふうに思います。あまり大きいのは聞こえてこなかったわけでありますが、かなりのこの影響があったのではないかなというふうに察するわけでございますので、日常生活の中で影響があったことだけ、主なもので結構でございますのでお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 住民生活への影響で特に私の記憶に深いものは、まず北部地区で住宅の裏の水路の、住宅よりも高いところに水路があったのですが、そののり面が崩れました。これは、住宅の本当に近接ののり面でありましたので、ブロック積み等の対応が早急に必要ということで、既に当初予算並びに予備費のほうで対応して、補正予算の仲間ではないんですけれども、そういった生活してみえた方に直接不安感、危険があると判断し、対応したものです。それから、そうではなくて今度は山のほうへ行って、山のほうの畑に入りたいんですけども、入っていく道が通れなくなってしまった。こういった案件もございます。これも日常生活への影響の分類であろうかと思いますが、実は、そういったものを御理解をいただきながら、この補正予算の中身に入れたものもございます。

以上でございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 今の災害復旧についてですが、二、三点確認させてください。

今、広田川の件は、水野議員も聞かれましたので省きます。あと、この頂いた資料の21番に農業施設の揚水ポンプの操作盤の浸水というのがあります。これは1,000万の数字が上がっております。この状況、それと、こういった揚水ポンプが各地区にあると思うんですけれども、その辺のところ。今回こういった初めてなのか、あとのほかの地区においては大丈夫だったのか、その辺のところ。また、今後もこういった水害が想像されますので、今後の対策等をお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回、広田川の決壊に伴いまして、広田川の右岸が決壊したわけですが、その中で土砂等も流入したということで、揚水ポンプの操作盤の故障が1カ所ございました。こちらのほうは、被害額が約1,000万ということがあります。こちらのほうの農業用施設に関しましては、こちらのほうも早急に対応していくべきものでございます。あと、農地への土砂流出による被害面積が、川の決壊のところについては約1,000平米、被害額が350万ということになっております。今回、こちらのほうを即決でお認めいただければ、早急に農業被害あと林道被害、そちらのほうの対応をさせていただいて、年度内完了ということで少しでも早く対応していき

たいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。いずれにしましても、先ほどお話しましたけど、毎年1回かそこらはどういった水害があると想定せないかん気象状況じゃないかと思いません。そういった意味で万全の体制を取ってほしいと思います。

それと、もう一つ、一番右側に補助金というのがあるんですけども、これを見ますと、農地ののり面については補助金がついて、農道ののり面については補助金というのが入っていないんですけど、これは何かどういう取決めがあるのか。その辺の区分けというのはどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、農業用という中で、農業用の施設と農地という一応細かく言いますと区割りがございます。まず、農地の復旧工事を行います事業主体としては、これは幸田土地改良区になります。幸田土地改良区が行います復旧工事費用の一部を、幸田町が幸田土地改良区に対して補助金を出すということになります。あと、農業用施設に関しましては、復旧工事を行う事業主体が幸田町であります。こちらに関しましては、国ですとか県より、それぞれ定められた負担での割合が補助金として交付されるということでございます。国県につきましては、これは年明けの1月5日に一応査定を受けてということになりますので、そちらのほうを今見込んでおまして、大体今回の被害総額があるわけですけども、被害総額のうちの約38%ぐらいは国県補助で賄えるかなという見込みは立っておりますが、これはまた査定を受けてからということになりますので、お願いしたいと思っております。あと、林業用施設につきましては、復旧工事を行う事業主体は、こちらは単町事業で行います。単独でやるということですので、お認めいただけましたら、直ちにそちらのほうの復旧工事もやっていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） なかなかちょっと分かりにくい区分けがあるようで、その辺のところしっかりと見極めて対応に当たってほしいと思っておりますが。

それと、もう一つ、これの最後の集計のところ、2月補正では7,010万円という数字が出てますけど、予備費がトータルすると1,148万7,000円という数字が上がっています。この予備費については、ここの中の資料には載っているのでしょうか。それとも緊急で使って、予備費として処理されたのか。その辺の中身を確認したいのですが。

○議長（足立初雄君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業用・林業用につきましては、予備費の充当はございません。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根潤闘志君） 予備費につきましては、道路橋梁災害復旧事業並びに河川災害復旧事業で1,100万円を充用を受けまして、既に対応しております。

中身的には、緊急を要するこの補正予算を待つ猶予がないだろうというものにつきましては、予備費の充用を受けております。なお、この内容につきましては、決算のほうで予備費の執行の内容のほうが出てくると思いますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 今回のこの集計の中には入っていないということでありまして、それで、これは、予備費がたしか年間5,000万でしたっけ、あると思うので、それは差し引いた額が今現在これから3月までの予備費の残という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 予備費につきましてですけれども、予算のほうは、当初予算で3,000万ございます。今回、9月の台風によりまして予備費を使った部分がございますけれども、それ以前にも豪雨により災害があった場合に復旧に活用した部分もございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第63号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第63号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を原案どおり同意する

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案どおり同意することに決しました。



日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の補欠選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に、田境 毅君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました田境 毅君を蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田境 毅君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました田境 毅君が議場におられますので、本席から会議規則第3条第2項の規定により当選告知をします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（足立初雄君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

本日の定例会において決定した蒲郡市幸田町衛生組合議会議員については、お手元に配付した構成表のとおりであります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

今回は、12月1日、木曜日の午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、午前10時40分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年11月29日

議 長

議 員

議 員